

# 那須町除染実施計画

〈第6版〉

令和7年11月

那須町

## 《目 次》

1 除染等の措置等の方針	1
(1) 基本方針	1
(2) 対象及び実施者	1
(3) 除染の計画期間	1
(4) 計画対象区域	1
(5) 除染の目標	1
(6) 除染の優先対象とスケジュール	2
(7) 除染の手法・除染マニュアルの作成	2
(8) 除染に伴う除去土壤等の取り扱い	3
(9) 除去土壤等仮置場の安全性確保について	3
(10) 町民、企業等による除染活動への支援	4
(11) 国・県・町の連携	5
2 用途毎の除染の方法	6
(1) 住宅・宅地	6
(2) 町道(街路樹含む)	6
(3) 学校・保育園・幼稚園・広場・町道(通学路)(街路樹含む)	7
(4) 公共施設	7
(5) 民間施設・集合住宅	8
(6) 農地(牧草地)	8
(7) 生活圏隣接の森林	9
(8) 森林・河川	9
3 地区毎の除染の取り組み	10
(1) 地区除染対策協議会(仮称)等の設置	10
(2) 地区除染計画の策定	10
4 優先度の考え方	11
(1) 地区内の土地用途別	11
(2) 町内の放射線量	12
5 その他	13

## 1 除染等の措置等の方針

### (1) 基本方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる環境汚染から町民の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが最大の課題といえます。

那須町では、町民の不安を解消し、原子力発電所の事故前の状況に近づけることを目的に那須町除染実施計画を策定し、除染等の措置等を推進します。

### (2) 対象及び実施者

除染等の措置等は、計画対象区域内の以下の除染等の措置等の対象ごとに、以下の実施者がおこなうものとします。

除染等の措置等の対象	実施者
学校、保育園、幼稚園、広場	町、県
公共施設	町、県、国
住宅・宅地	町、県、(町民)
民間施設、集合住宅	町、県(事業者)
町道(街路樹含む)	町
農地(牧草地含む)	町、(所有者)
生活圈隣接の森林	町

※法第35条第3項の規定に基づく合意内容は、別紙を参照。

### (3) 除染の計画期間

除染の計画期間は、平成23年度から28年度までの6年間とします。

### (4) 計画対象区域

計画対象区域は町内全域とします。

### (5) 除染の目標

- ① 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、約50%減少した状態を実現することを目指します。
- ② 平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、約60%減少した状態を実現することを目指します。
- ③ 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目標とします。

原子力災害対策本部が実施した試算によれば、放射性セシウムの物理的減衰及び風雨等の自然要因による減衰(ウェザリング効果)によって、2年を経

過した時点における推定年間被ばく線量は約40%減少。3年後には約50%減少します。

#### (6) 除染の優先対象とスケジュール

除染対象は、計画対象全域の除染を目指しますが、計画の策定にあたっては町による放射線量測定結果等により優先順位を定め、それから優先的に除染を行うこととします。当面は、以下の範囲を優先的な除染対象とします。

計画対象全域の除染には長い期間を要することから、中長期的なスケジュールと年間の工程を定めます。実施日程は、作業の進捗状況及び新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直します。

##### ① 町民に身近な公共施設

学校、保育園、幼稚園、道路、公園、集会施設やその他公共施設

##### ② 町民が日常生活を過ごす環境

個人住宅、集合住宅およびその周辺の生活環境

※ 森林、河川等は、除染手法が確立された後に本計画において工程を示し、計画期間内に除染を始めます。

除染の工程表（予定）

※網掛けは実施期間

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
学校、保育園、幼稚園、広場						
公共施設						
町道（通学路）（街路樹含む）						
住宅・宅地						
町道（生活道路）（街路樹含む）						
民間施設、集合住宅						
農地（牧草地含む）						
生活圏隣接の森林						
森林・河川						
						方針が示され次第

#### (7) 除染の手法・除染マニュアルの作成

除染は、「放射性物質を取り除き、再び飛散しないように封じ込めること」が基本です。現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。放射性物質の収集の効率化、飛散防止、濃縮・体積の圧縮等の工夫により、必要な経費や人手、機材も異なります。場所や対象に合わせて、適切な除染方法を選択する必要があります。

##### ① 除染マニュアル

町民が実施する場合に安全で確実に除染ができるよう、除染の手法について「那須町放射性物質除染マニュアル」を作成します。

マニュアルは、新たな手法の開発に合わせ、逐次改訂します。なお、町では除染の相談窓口を設置し町民の相談に応じるとともに、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行います。

## ② 作業の安全確保

これまでに行われた国等の実証実験において、生活圏内の清掃に関する被ばくについては、生活環境中の特定線源を除去するための清掃活動を実施しても、追加的被ばく量は比較的小さいとの評価が出ています。

しかし、町内の放射線量の状況は一様でないことから、除染作業に従事する人は、事前の放射線量測定、作業時の服装、除去土壤等からの放射線を避ける対策等により、安全に十分配慮しながら実施することとします。

## (8) 除染に伴う除去土壤等の取り扱い

除染に伴って発生する除去土壤等の収集、運搬、保管及び処分については、放射性物質汚染対処特措法に基づく各基準及び国が示した「除染関係ガイドライン」、「福島県外において発生した除去土壤の埋立処分に係るガイドライン」等に沿って、除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

また、その際には各基準やガイドライン等に基づいて、それぞれの管理内容（保管方法、場所、量など）を記録するとともに、敷地境界における空間線量率の測定（モニタリング）を実施・記録します。

除去土壤等において、現場保管が困難な場合を考え「町の仮置場」の確保を図ります。

地域の除染により発生した除去土壤等は、行政区毎に仮置場を確保し保管します。

なお、本計画に基づいて公共施設等や民間施設・宅地等から発生した除去土壤等は、原則として除染した敷地内に現場保管することを基本とします。（安全な現場保管の方法は、那須町放射性物質除染マニュアルで示します。）

## (9) 除去土壤等仮置場の安全性確保について

町が設置する仮置場は、安全性を確保するため基本的な構造は以下のように実施します。

### ① 地下保管

ア　掘削する際には水道管等の地下構造物に配慮し、地下水に影響を与えないように注意します。

イ　雨水等が地下に浸透しないように、穴の底面及び側面には防水性のあるシート等を敷きます。

ウ　除去土壤等は、フレキシブルコンテナバッグ等で梱包し、防水性のある

- シート等の上に配置します。
- エ 穴を放射性物質で汚染されていない土(掘削の時に発生した土等)で30cm以上覆土します。
- オ 覆土した土の部分を雨水進入防止のため防水性のあるシート等で覆います。
- ② 地上保管
- ア 雨水等が地下に浸透しないように、防水性のあるシート等を敷きます。
- イ 除去土壤等は、フレキシブルコンテナバッグ等で梱包し、防水性のあるシート等の上に配置します。
- ウ 除去土壤等を汚染されていない土で30cm以上覆土します。
- エ 盛土した土を雨水浸入防止のため防水性のあるシート等で覆います。

○覆土による放射線の遮へい効果について

覆土による放射線の遮へい効果は30cmの覆土で98%減と見込まれます。(注:汚染されていない土で覆土します。)

○放射性物質と距離の関係について

周辺の影響がなければ、集積した放射性物質の放射線量は、理論上、距離の2乗に反比例して低減します。例えば5m離れていれば25分の1、10mでは100分の1に放射線量が低減します。

(10) 町民・企業等による除染活動への支援

町民や事業所が行う除染に対し、町は以下により支援を行い、町民協働により早期の除染を推進します。

① 放射線量の測定

- 町は、国・県、町民と連携して放射線量を測定していきます。
- 町は、自治会、町民へ放射線測定器を貸し出します。

② 除染相談等の支援

- 町は、自治会等で町民が協力して地域の除染を実施する場合、支援をします。
- 町は、要望に応じて除染講習会を開催します。
- 町は、除染の相談窓口を設けるほか、要請に応じて除染アドバイザーを派遣します。

③ 除去土壤等台帳の作成

町は、町民が敷地内に計画に基づいて除染した除去土壤等の現場保管

をした場合、その場所や数量等について報告を受け、台帳に記録します。

④ 除去土壤等の搬出

町は、責任を持って仮置場等への搬出を行います。

⑤ 事業所等への支援

事業所・団体が自己の管理する土地・施設等を除染する場合、町は除染相談等の支援を行います。

(11) 国・県・町の連携

町は、国において示された次の方針に沿って除染等の措置等を実施することとします。

- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針

- ・除染関係ガイドライン

- ・除染推進に向けた基本的な考え方

- ・除染に関する緊急実施基本方針

- ・市町村による除染実施ガイドライン

- ・福島県外において発生した除去土壤の埋立処分に係るガイドライン

※その他、国において示される除染等の措置等に関する方針等

## 2 用途毎の除染の方法

計画対象区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成25年3月29日改定。）の内容にそって除染を行います。除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおりです。

### （1）住宅・宅地

住宅や宅地は、日常生活において最も長く滞在することが想定される場所であり、除染作業は被ばくの低減に効果的であると期待できます。局所的に線量率の高い地点を中心に、必要な除染活動を実施いたします。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
住宅・宅地	<input type="radio"/> 壁面の清掃、拭取り <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 常緑樹に対する枝葉の剪定 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草

### （2）町道（街路樹含む）

アスファルトで舗装された町道は、アスファルトの継ぎ目、ひび割れ部分のブラッシングや、側溝の清掃、法面の除草等により、線量の低減が可能です。また、局所的に線量率の高い場所においてはこれに加え、水による洗浄を検討します。

また、町道の街路樹は、町道とあわせて除染を行うことで、歩行者・利用者の被ばく低減、再汚染の抑制を行うことができます。

効果的な除染方法は、樹種によって異なります。

例えば、事故発生時に葉がついていた常緑樹は、枝葉にセシウムが吸着していると考えられるため、枝葉の剪定等により除染効果及び拡散の防止効果が期待できます。この場合、どの程度枝葉を剪定するかは、線量の度合いやその樹木の果たす役割、周辺の利用状況を考慮して、適切に検討する必要があります。

一方、落葉樹は一般的には事故発生時に葉が付いていなかったものと考えられるため、周辺に残っている落ち葉があればその回収を行います。

なお、町道は周辺の森林等の影響による再汚染の可能性があり、除染の効果が持続しないことも想定されるため、必要に応じてモニタリングを行います。

除染対象	内 容(下記から必要な措置を選択します)
町道（街路樹含む）	<input type="radio"/> (路面) 散水車及び清掃車によるブラッシング <input type="radio"/> (路面) 手作業によるブラシ洗浄 <input type="radio"/> (路面) 歩道洗浄、除草 <input type="radio"/> (側溝) 泥等の掻き出し、除草 <input type="radio"/> (側溝) ブラシ洗浄 <input type="radio"/> (法面) 除草 <input type="radio"/> (街路樹) 常緑樹に対する枝葉の剪定、枝打ち <input type="radio"/> (街路樹) 落葉の除去、除草

(3) 学校・保育園・幼稚園・広場・町道（通学路）（街路樹含む）

学校・保育園・幼稚園・広場・町道（通学路）（街路樹含む）は子どもが長時間滞在する場であることを留意し、除染を十分実施しても、線量の低減が確認できない場所においては、立入の禁止も検討する等、慎重な対策を実施します。

除染対象	内 容 (下記から必要な措置を選択します)
学校・保育園・幼稚園・広場・町道 （通学路）（街路樹含む）	<input type="radio"/> 屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> アスファルト等のブラシ洗浄、高圧洗浄 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> *(表土除去及び客土) 庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復 <input type="radio"/> *(表土除去及び現場保管) 庭等における表土等の上下層の入れ替え、除去等、現場保管の際の残土による原状回復 <input type="radio"/> *(土地表面の被覆) 汚染されていない土等による被覆 <input type="radio"/> 常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草

\*いずれか1つを選択

(4) 公共施設

除染対象	内 容 (下記から必要な措置を選択します)
公共施設	<input type="radio"/> 屋上、壁面の清掃、拭き取り <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 常緑樹に対する枝葉の剪定 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草

## (5) 民間施設・集合住宅

商業施設、工場、集合住宅等についても局所的に線量率の高い地点を中心に、必要な除染活動を実施します。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
民間施設・集合住宅	<input type="radio"/> 屋上、壁面の清掃、拭き取り <input type="radio"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 <input type="radio"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="radio"/> 常緑樹に対する枝葉の剪定 <input type="radio"/> 落葉の除去、除草

## (6) 農地（牧草地含む）

農地は、既に耕作を行っている土地もあることや除染によりこれまで醸成してきた肥沃な土壤を喪失する可能性があること、生態系の維持等多様な側面ももつていていること等の特色を有しています。

このため、農地の扱いについては、除染効果や肥沃な土壤の維持可能性、営農活動による空間線量の低減等を総合的に検討しなければなりません。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
農地（永年性作物が栽培されている農地並びに牧草地を除く）	<input type="radio"/> 深耕プラウ等による鋤込み <input type="radio"/> 土面の踏圧、碎土、均平化 <input type="radio"/> 肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布 <input type="radio"/> 畦畔・農道の除草 <input type="radio"/> 水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）	<input type="radio"/> 樹皮の洗浄 <input type="radio"/> 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 <input type="radio"/> 除草 <input type="radio"/> 水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	<input type="radio"/> 深耕プラウ等による鋤込み <input type="radio"/> 土面の踏圧、碎土、均平化 <input type="radio"/> 肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種 <input type="radio"/> 畦畔・農道の除草 <input type="radio"/> 水路の清掃、汚泥の除去

## (7) 生活圏隣接の森林

森林については、暫定的な措置として、住居からごく近隣の部分において、枝葉の剪定や枝打ち、落葉の除去、除草を行います。適切な除染の方法等については、国において実証実験等を通じ、一定の結論を得て公表しますので、当面は上記の暫定処置を行うこととします。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
生活圏隣接の森林	<input type="radio"/> 常緑樹に対する枝葉の剪定、枝打ち <input type="radio"/> 落葉の除去、除草

## (8) 森林・河川

河川においては、川床に放射性物質が沈着していることは考えられますが、河川水による遮へい効果を考慮すれば、町民に影響を及ぼす被ばく線量は限定的と考えられます。

一方、河川については、洪水等の自然現象により、川床の状況が変化する等の特性があり、また、河川での除染作業を実施する際には下流域等への影響も考慮する必要があります。

河川の扱いについては、こうしたことを考慮し、検討を継続し結論を得ることとします。

一方、森林全体への対応については、面積が大きく膨大な除去土壌等が発生することになり、また、腐葉土を剥ぐ等の除染方法を実施した場合には森林の多面的な機能が損なわれる可能性があります。こうした点を考慮し、その扱いについて検討を継続し、結論を得ることとします。

### 3 地区毎の除染の取り組み

早期の除染には、町民の協力が不可欠ですが、個人住宅や周辺環境について、個人や小さな班単位で除染を行うのは大変な作業です。

広い単位で除染計画と実施団体を作ると、作業の一部を事業者へ委託する等で効率的な除染が可能になると考えられます。このため、町では、地区の実情に応じ、自治会やコミュニティの範囲等で、行政と町民との協働で地区の除染計画を策定します。今後、町では、地区の意向を伺いながら、取り組みを進めます。

#### (1) 地区除染対策協議会（仮称）等の設置

地区内の各自治会等で地区別除染対策協議会（仮称）等を設置することにより、その後の作業を円滑に進めます。また、作業の一部を事業者に委託する場合の主体にもなります。

#### (2) 地区除染計画の策定

地区内の除染計画を策定することで、除染の工程や内容を、地区の町民が共有することができます。

#### 4 優先度の考え方

除染作業の工程を策定するにあたっては、緊急性を考慮し、作業の優先度を設定します。ただし、地区の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応します。

なお、これは町が実施する除染作業の優先度であり、町民が自ら除染を実施する場合は、これによらず、町独自の取り組みとして支援を行います。

##### (1) 地区内の土地用途別

子どもを中心に町民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先します。

また、地区の行事で利用する集会施設等は、町民が安心して集まることができる空間です。このような場所は、優先的に除染の対象とします。

当面、次のように優先度を設定します。

用途別優先区分

用 途	説 明	順位
学校、保育園、幼稚園、広場	公共施設のうち、学校や保育園、公園、スポーツ広場等、子どもが長時間生活する場所	1
公共施設	集会施設等	2
町道（通学路）	通学路の路面（排水溝、街路樹を含みます。）	2
住宅、宅地	局所的に放射線量の高い場所（雨樋、側溝等）を集中して除染します。	2
生活圏隣接の森林	住宅地に隣接した森林等は、生活空間への放射線量に影響を与えるおそれがあるため、林縁から概ね20mの除染を実施します。	2
町道（生活道路）	町道は道路管理者である町が実施します。（排水溝、街路樹を含みます。）	2
民間施設、集合住宅	商業施設、工場、集合住宅等	3
農地	国県等から示された除染方法により実施します。	3
森林、河川	森林にあっては、落葉さらい、枯葉等の撤去を原則としますが、今後新たに示される国県等の除染方針により再検討します。当面の間、森林と宅地等の境に土側溝を掘る等農地や住宅等への流れ込みを防止する等の方法が有効です。	4

## (2) 町内の放射線量

除染作業は、これまでの測定により判明した町において比較的空間放射線量の高い地区から進めることとします。ただし、線量が比較的低い地区でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局所的に線量の高い地区等は、優先的に除染することとします。なお、優先地区は、除染の進捗状況により放射線量の再測定を実施し見直しを行います。

### 【計画策定時点における優先地区】

- ・ 伊王野地区の一部
- ・ 芦野地区の一部
- ・ 夕狩地区の一部
- ・ 成沢地区の一部

## 5 その他

- (1) 除染等の措置を実施する際、除去土壌等の発生抑制に配慮します。
- (2) 本計画に基づく除染等の措置等が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを実施します。
- (3) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。
- (4) 本計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に関連し、今後示される環境省令に合わせた見直しや新技術の導入による見直し等適宜改正を行います。

### 改正履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成 24 年 4 月 26 日	「那須町除染実施計画」の策定	
平成 24 年 7 月 3 日	「那須町除染実施計画」の改正（第 2 版）	計画対象区域に「大字湯本」区域を追加
平成 25 年 4 月 1 日	「那須町除染実施計画」の改正（第 3 版）	除染の主体、除染工程表等の改正
平成 25 年 6 月 1 日	「那須町除染実施計画」の改正（第 4 版）	除染の主体、除染対象の語句の訂正
平成 26 年 3 月 3 日	「那須町除染実施計画」の改正（第 5 版）	除染工程、除染対象の語句の訂正
令和 7 年 11 月 20 日	「那須町除染実施計画」の改正（第 6 版）	省令改正等を踏まえ、除去土壌等の処分の追加や除染等の措置等の対象及び実施者の改正等